

畜産第1099号
令和元年(2019年)8月20日

公益社団法人北海道獣医師会長 様

北海道農政部長

獣医師法施行規則の一部改正について

このことについて、農林水産省から別添写しのとおり通知がありましたので、改正内容について承知されるとともに、貴会会員に周知をお願いします。

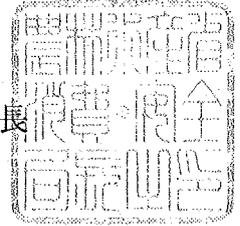
連絡先 生産振興局畜産振興課
家畜衛生グループ
主査(動物薬事・安全対策)
電話 011-231-4111(内線27-785)
E-mail hagiya.kaori@pref.hokkaido.lg.jp



元消安第 1556 号
令和元年 8 月 9 日

北海道知事 殿

農林水産省消費・安全局長



獣医師法施行規則の一部改正について（通知）

令和元年 8 月 9 日付けで、別添のとおり「獣医師法施行規則の一部を改正する省令」（令和元年農林水産省令第 25 号）が公布され、同日に施行されました。

今回の改正の趣旨等は下記のとおりですので、御了知の上、貴管下の関係者への周知方お願いします。

記

1 改正の趣旨及び内容

（1）改正の趣旨

「女性活躍加速のための重点方針 2018」（平成 30 年 6 月 12 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）において、住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカード等に本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう関係法令の改正を行うこととされた趣旨を踏まえ、今般、獣医師免許証についても、旧姓併記を可能とするものです。

（2）改正の内容

獣医師法施行規則（昭和 24 年農林省令第 93 号。以下「規則」という。）第 3 号様式を改正し、本人から希望があった場合には、獣医師免許証に旧姓又は通称（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 26 第 1 項に定めるものをいう。）

（以下「旧姓等」という。）を併記することを可能としました。また、規則第 1 号様式（獣医師免許申請書）、規則第 2 号様式（獣医師名簿登録事項変更申請書）及び規則第 4 号様式（獣医師免許証再交付申請書）を改正し、旧姓等の併記を希望する場合にはその旨を記載することとしました。

なお、旧姓等の併記を希望する場合は、申請に当たって旧姓等が記載された公的な書類（戸籍謄本、戸籍抄本等）が必要です。

2 旧姓等の併記を希望する場合の免許証の書換交付について

獣医師名簿の登録事項に変更がない場合において、旧姓等の併記を希望する場合の申請書は別紙のとおりとします。申請に当たっては、獣医師免許書換交付申請書、獣医師免許証並びに本籍地、氏名及び旧姓等が記載された公的な書類（戸籍謄本、戸籍抄本等）が必要です。

3 留意事項

これまで獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第 18 条に基づく診断書等に、獣医師の氏名を記載する場合は、獣医師名簿に登録されている氏名を記載するよう御指導いただいているところです。今般の規則改正の趣旨を踏まえ、獣医師免許証の旧姓等併記の有無にかかわらず、診療を行った獣医師がその職務において日常的に旧姓等を使用していることが明らかである場合には、診断書等に旧姓等を記載しても差し支えないこととしますので御留意いただくようお願いします。

獣医師免許証書換交付申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者氏名 _____

下記のように獣医師免許証の書換交付を希望することから必要な書類を添えて申請する。

登録年月日	年 月 日	登録番号	第 号
本籍地	都・道 府・県	区・市 郡	
現住所	郵便番号	—	電話 — () —
	方		
(ふりがな) 氏名	生年月日		性別 男・女
	昭和 平成	年 月 日	
旧姓	通称		

備考

- 1 旧姓又は通称の併記のための書換交付申請の場合のみ、本様式を使用すること。
- 2 通称は外国籍を有する者で、住民票に通称の記載がある場合のみ、併記可能である。
- 3 本籍地、氏名等の登録事項の変更がある場合は、「獣医師名簿登録事項変更申請書」により申請すること。